

## 「鳥取県高校生等奨学給付金」 提出期限及び提出先のお知らせ

新入生に対する一部早期給付（4～6月相当額）を希望される世帯は、世帯区分に応じた書類を期限までに提出してください。

なお、全額給付を受ける場合は、7月に2回目（7～3月分相当額）の申請が必要になります。

チラシ及び募集要項を保護者とともによく確認した上で申請してください。

※「鳥取県高校生等奨学給付金」のチラシは一年生全員に配布しています。

### 1 申込手順

- (1) 事務室で募集要項を受け取るか、鳥取県教育委員会事務局育英奨学室のホームページから要項を印刷する。
- (2) 申込みに必要な書類を準備する。
- (3) 提出期限 6月24日（水） までに事務室に申込書類を提出する。

### 2 注意事項など

- (1) 期限を超過した場合は受け付けませんので提出期限を厳守してください。
- (2) 保護者と相談し、申込み忘れがないようにしてください。

申請書・添付書類提出期限 6月24日（水）午後4時50分事務室まで  
受付時間：午前8時20分から午後4時50分まで（土日を除く）